

## 手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え。

よって、国及び政府においては、下記事項を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年9月22日

埼玉県伊奈町議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

## 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使を行わないことを求める意見書

集団的自衛権について、これまでの政府は、憲法第9条第2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」として、武力行使の目的を持った部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

戦後日本の根幹をなしてきた平和主義を一内閣の憲法解釈変更により覆すことは、立憲主義に反するものである。

このままでは、今後日本の将来を担う若者が自分たちの考えを全く言えないまま、日本の行く末が決まってしまうことが危惧される。

政府は、過去に戦争という辛い体験をした高齢者の声、子を持つ親の声など様々な立場の方の声に真摯に耳を傾ける必要がある。国民の安心・安全、平和と幸福の構築のため全力を尽くすべきであり、この度の国民を無視した一方的な閣議決定は、多くの国民に不安をもたらし、国民の思いとかけ離れた結果になってしまう。

よって、幅広く、深い国民的議論による国民の意思を反映することなしに集団的自衛権の行使を認めることは許されない。

海外での戦争参加につながる憲法解釈変更による集団的自衛権の行使を行わないよう国に求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

埼玉県伊奈町議会

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
外務大臣  
防衛大臣



# 国に意見書を提出

9月定例会に2件の意見書が提出されました。内容については、本会議において提出議案説明が行われ、その後討論に入りました。1件（手話言語法（仮称）制定を求める意見書）は全員賛成で可決され、残り1件（憲法解釈の変更による集団的自衛権行使を行わないことを求める意見書）については賛成多数で可決されました。